

## かかりつけ医をもちましょう!

自宅の近くにかかりつけ医をもつと安心です。

「かかりつけ医」とは、家族の健康を把握し、体調不良や病気にかかった時に気軽に受診できる地域の病院・診療所（医院）のことです。

「体調がすぐれない」と思ったらまず「かかりつけ医」を受診してみてください。先生と顔見知りになって病気の相談や健康管理をしていきましょう。いざというときには、適切な病院を紹介してもらえます。

現在、秩父地域では休日・夜間の救急輪番制病院が4病院から3病院に減少し交代で救急診療を実施しています。

救急病院の医師の負担を軽くするためにも、日ごろから、健康管理に注意して、「具合が悪い」と思ったら、早めに身近な「かかりつけ医」を受診しましょう。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233

## 「空き家バンク」の登録とご協力ください

空き家バンクとは、ちちぶ定住自立圏域内にある空き家の有効活用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大および定住による地域の活性化を図るため、賃貸や販売が可能な物件の登録を募集して情報提供を行うものです。

町内の物件の所有者で、移住や二地域居住による地域活性化にご理解をいただける方は、登録をお願いします。

問合せ 産業観光課商工観光担当 ☎62-1462

## 動物愛護週間 9月20日~26日

動物は私たちの生活をさまざまなかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。

動物の飼い主は、動物の健康と安全を保ち、また動物が人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけないように努め、人と動物が共存できる豊かな社会を目指しましょう。

### 犬・猫は責任を持って飼いましょう!

最近、犬の鳴き声やフン・飼い猫のフン・尿による苦情が増えています。

犬は肥満・夜鳴きを防ぐため、定期的に運動させましょう。散歩中のフンは必ず始末しましょう。

猫はできるだけ屋内で飼いましょう。猫のフン・尿は大変臭うので、外で自由にさせておくと、近所の庭などに入り込んで用を足し、よその方が非常に迷惑します。家の中にトイレを用意して使わせるようにしましょう。

※野良犬・猫にはエサを与えないでください。与えた場合、飼い主と同じ責任を負うことになります。

問合せ 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232

## 浄化槽法定検査受検促進キャンペーン

浄化槽の管理者には浄化槽の使用に当たって、①保守点検②清掃③法定検査の3つが義務づけられています。

法定検査とは、浄化槽の設置工事や保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを検査するもので、人間に例えれば健康診断に当たります。

法定検査には、浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月間に受検する「設置後の水質に関する検査」（7条検査）とその後、毎年1回定期的に受検する「定期検査」（11条検査）の2種類があります。

キャンペーン期間中、ご近所の方の分と合せて浄化槽3~5基（うち1基以上は未受検者）をまとめて、同時に「定期検査」をお申し込みいただくと、取りまとめた浄化槽基数分のクオカード（500円）が謝礼として提供されます。

ご近所の方にお声掛けして、この機会に法定検査を受けてください。

期間 12月31日（金）まで

対象 10人槽以下で個人が設置・使用するもの

基数 1,000基（申込順）

申込み（社）埼玉県浄化槽協会浄化槽水質検査部

☎048-533-4700

## 台所から川をきれいに

生活排水が川の汚れの大きな原因となっています。ちょっとした心遣いが川をきれいにします。皆様のご協力をお願いします。

### 台所でできる生活排水対策

#### ①三角コーナー

三角コーナーや排水口には水切り袋を付け、たまったごみはこまめに取り除きましょう。ごみがたまりすぎると、きれいな水を流しても汚れた水になってしまいます。

#### ②食器などの油汚れ

食器やフライパンなどの油汚れは、ゴムべらや古紙（布）で拭き取ってから洗いましょう。水へ流す汚れは7割も減らせます。

#### ③天ぷら油

天ぷら油は、油こし紙などで汚れを取り除いて繰り返し使ったり、炒め油に使用しましょう。やむを得ず捨てる場合は、古紙（布）などに染みこませて、可燃ごみとして排出しましょう。

#### ④洗剤

油汚れの少ない物は、水や湯だけで十分きれいになります。アクリルのたわしを使うと簡単に汚れがとれます。洗剤は、石けんなどの分解性のよいものを適量使いましょう。

問合せ 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232